

会員のしおり

基本理念【私たちの誓い】

- 自主：センターを私たちのものとして考えます
- 自立：センターを私たちの力でそだてます
- 共働：私たちの会員は共に仲良く働きます
- 共助：私たちの会員は互いに助けあいます



公益社団法人四街道市シルバー人材センター

社団法人四街道市シルバー人材センター設立趣意書

本格的な高齢化社会の到来を迎えて、健康な働く意欲のある高齢者が増大してきているが、なかでも退職後にあって、なお自らの経験と能力を生かして働く機会を求める高齢者の増加がみられている。また、核家族の進展や共稼ぎ家庭の増加などにより、地域住民の日常生活に関連した補助的、短期的な仕事も増加しつつある。

そのような状況のもとに、地域の働く意欲のある健康な高齢者が集まり、地域社会の日常生活に密着した補助的、短期的な仕事を提供する高齢者の自主的な団体を発足させ、高齢者に就業機会の増大を図ることと併せて、活力ある地域社会づくりをめざすため、「社団法人四街道市シルバー人材センター」を設立するものである。

昭和61年8月27日

社団法人 四街道市シルバー人材センター
設立代表者 高 橋 譽 二

公益社団法人四街道市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第2条 センターは、主たる事務所を千葉県四街道市に置く。

（目的）

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること
- （2）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと
- （3）高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと
- （4）高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと
- （5）前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと
- （6）介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を行うこと
- （7）その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

第2章 会 員

（種別）

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者

ア 四街道市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

（2）特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者

（3）賛助会員 四街道市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力する者

（入会）

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員がいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）センターの定款又は規則に違反したとき

（2）センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（3）その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- （1）第7条の会費を1年以上、滞納した時
- （2）当該会員が死亡、又は解散したとき
- （3）全ての正会員及び特別会員の同意したとき
- （4）当該会員が四街道市に居住しなくなったとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

（構成）

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （4）定款の変更
- （5）会員の除名
- （6）解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- （7）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）理事会において開催の決議がされたとき
- （2）正会員及び特別会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員が、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

（議長）

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があったときは、総会の議長は副会長がこれにあたる。

3 副会長が欠けたとき、又は副会長に事故があったときは、その総会において、出席した正会員及び特別会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

（定足数）

第17条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第18条 総会の決議は、正会員及び特別会員の総議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した当該正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員及び特別会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）会員の除名

（4）解散

（5）その他法令で定められた事項

（書面議決等）

第19条 総会に出席しない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員もしくは特別会員等の代理人によって、総会の議決権を行使することができる。

2 正会員、特別会員又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を、当法人へ提出しなければならない。

3 前第1項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した議事録の作成に係る職務を行った理事を含め2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

（役員の設置）

第21条 センターに次の役員を置く。

（1）理 事 3名以上15名以内

（2）監 事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。ただし、常務理事は事務局長を兼ねることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団法人・財団法人法の第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務・権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款の定めるところによりセンターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第21条で定めた役員の定数が欠けた場合には、任期満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

（報酬等及び費用）

第27条 理事及び監事に対して職務を執行した対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程による。

（役員の損害賠償責任の一部免除）

第28条 センターは、理事及び監事の一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

（構成）

第29条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）センターの業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）会長及び副会長、常務理事の選定及び解職
- （4）各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

（開催）

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めたとき
- （2）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- （3）前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

- (4) 一般社団法人・財団法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時等の必要事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があった場合は、あらかじめ理事会にて定めた順番により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第39条 センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けた上で、第1、3、4号及び第6号は定時総会に提出し第1号の書類については、その内容を報告、第3、4号及び第6号の書類は承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事の名簿

（3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 センターは、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併日から1カ月以内に、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 センターが清算する場合において有する財産は、総会の決議を経て、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

（事務局）

第46条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第10章 雑 則

（委任）

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は、横山欣也及び齊藤勝璋とし、業務執行理事は土屋文夫とする。
- 3 整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第３８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款（第４条第１項第２号）は、平成２５年６月１２日より施行する。
- 5 この定款（第４条第１項第６号、同第７号）は、平成２９年６月１６日より施行する。
- 6 この定款（第１０条第１項）は、令和３年６月１８日より施行する。

公益社団法人四街道市シルバー人材センター会員会費規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

（会費の額）

第2条 正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

（1）会費は、年額3,000円とする。

（2）前号の会費については、病気その他特別な事由により理事会で承認を得た場合には、猶予又は免除することができる。

（納入期日）

第3条 会費は、毎年1回5月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、入会時に納入するものとする。

（会費の用途）

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会で定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成25年6月12日より施行し、平成25年4月1日より適用する。

公益社団法人四街道市シルバー人材センター
会 員 就 業 規 約

令和6年12月20日制定

第1条（定義）

この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （１）センター 公益社団法人四街道市シルバー人材センターをいう。
- （２）会員 センターの正会員をいう。
- （３）発注者 センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。
- （４）会員業務 発注者が会員に委託する業務をいう。
- （５）会員業務委託料 会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。
- （６）業務実施会員 発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。
- （７）代替会員 当該業務実施会員以外の会員をいう。
- （８）代替会員等 代替会員又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者の総称をいう。

第2条（会員の就業条件）

シルバー人材センターの会員が発注者の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

第3条（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

会員業務の具体的内容及び会員業務委託料の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第4条（就業条件に係る会員の同意等）

- 1 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
- 2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
- 3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知

した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

第5条（会員業務委託料の支払い）

- 1 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第3条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。
- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。
この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
なお、会員への支払いについては、センター配分金規程によるものとする。
- 3 発注者は、センターによる請求書の発行日から原則30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第6条（センターによる立替払い）

- 1 センターが、発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から、相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないうとき、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して、会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払いを行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

第7条（会員業務の実施）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施にあたり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。
また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように、特に注意しなければならない。
- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するにあたり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するにあたり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

第8条（費用の負担等）

- 1 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、あらかじめ業務実施会員がセンターとの間で協議のうえ用意するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、会員業務の実施上必要な場合は、契約に基づき無償で発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。但し、発注者が無償での機械、器具等の貸与、又は原材料等の

提供が出来ない場合は、対価を支払って機械、器具等の貸与等を受けること妨げない。

なお、その対価については、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項但し書きの規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第9条（会員の履行不能）

- 1 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合、その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第4条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により、業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、代替会員又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第5条及び第6条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払いについて準用する。

第10条（契約不適合責任）

- 1 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が、第3条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。

ただし、当該不適合が、業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。

この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

第11条（利用契約の終了等による会員業務の終了）

- 1 発注者とセンターとの間で締結した「シルバー人材センター利用契約」が、有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2 前項の通知が行われたときは、第4条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
- 3 第9条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

第12条（著作権の帰属等）

- 1 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより、当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第13条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

- 1 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施にあたり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

- 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施にあたり負う義務の全部又は一部を、自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第14条（守秘義務・個人情報管理）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を、第三者に漏えいしてはならない。
- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を、適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第15条（損害賠償）

- 1 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施にあたり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

令和7年4月1日施行

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

公益社団法人四街道市シルバー人材センター会員就業規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

（就業）

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取扱いを受けない。

第2章 就 業

（仕事の受注）

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

（仕事の配分等）

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第5条 センターは、その受諾した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

（1）センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること

（2）やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターの事務局へ届け出を行い発注者に迷惑をかけないこと

- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、別に定める安全就業基準を守り、災害発生の防止に努めること
- (5) 原則として就業に必要な資材・用具の準備及び運搬は会員自身が行うこと
- (6) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。
- (7) 必要に応じ就業の経過を事務局に連絡し、仕事を終了したときは速やかに事務局に報告すること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条に定める事項のほか、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センター又は発注者に連絡するなど応急の措置をとるようにすること。

(就業の停止)

第8条 センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。

- (1) 会員から就業を取りやめたいと申し出のあったとき
- (2) 就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められたとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき
- (4) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第9条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損 害 保 険

（損害保険）

- 第10条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、
「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成26年1月15日一部改正

公益社団法人四街道市シルバー人材センター配分金規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う配分金に関し、必要な事項を定めるものである。

（配分金全額支払いの原則）

第2条 センターは、就業した会員に対する配分金は、銀行振込みを原則とし、全額を支払うものとする。ただし、これにより難い事由がある場合には、現金で直接支払うことができる。

（支払日の原則）

第3条 センターは、会員が就業した場合の配分金を、毎月25日に前条に定める方法で支払うものとする。ただし、支払日が土曜日・日曜日及び祝日に当たるときは、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその前日とする。

（社会的相当配分の原則）

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

（配分金基準の決定手続き）

第5条 センターは、会員の配分金基準について、別に定める手続きに従って、職種ごとに能率、時間などを考慮して定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成27年6月11日一部改訂（総会議決）、平成27年7月1日施行

会 員 の 就 業 心 得

1. 事務局から仕事の内容、条件、仕事の場所、就業時間、配分金等について詳しく聞いて納得してから就業してください。
2. 発注者から仕事の内容や意向をよく聞き、あらかじめ計画を立てて就業してください。
3. 就業する場合、約束の日や時間を正しく守りましょう。もし途中で身体の都合等により就業できなくなった場合は、その旨を発注者及び事務局へ連絡をしてください。
4. 就業期間中、無断で休んだり、気に入らないからといって途中で仕事を止めたりしないようにしましょう。万一、このような事情が生じた場合は、事務局へ連絡してください。
5. 仕事の内容や仕事について苦情や不服が生じたときは、直接発注者に言わず、事務局へ申し出てください。
6. 就業中またはその途中におきた事故や失敗、また発注者や他人に迷惑をかけたときは、例え自分で処理したことであっても、事務局へ連絡かまたは報告をしてください。
7. 作業服等は自分で用意し、また仕事に使用する道具類は持参してください。発注者の道具を借用した場合は、使用後はよく手入れをしてから返してください。
8. シルバー人材センターの道具を使用する場合は、あらかじめ事務局と連絡をとり、よく確かめてから丁寧に使用し、使用後はよく手入れをしてから返してください。
9. 発注者またはその関係者に対する話し方や言葉使いなどは、やさしく丁寧にしてください。また、不必要な自慢話等はやめましょう。
10. 就業の途中、また一日の終わりには、きれいに後片付けや掃除をするようにしましょう。
11. 「仕事をしてやっているのだ」という気持ちをもたないで、この仕事を完成させて、「発注者に喜んでいただく」という温かい心で就業しましょう。
12. 就業する会員と、仕事を提供していただく発注者との信頼関係は、「豊かな経験や技能を生かし、少しでも地域の役に立ちたい」と願い働く会員の姿から生じます。頑張りましょう。

